

「在留許可手数料の減額対象者のガイドライン（案）」に係る意見募集について

令和8年7月3日
出入国在留管理庁

令和8年法律第32号による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第67条第3項において規定されている「経済的困難その他特別の理由により手数料を減額し、又は免除することが相当である者として政令で定める者」は、出入国管理及び難民認定法施行令（平成10年政令第178号。以下「入管法施行令」という。）を改正し、第25条第2項各号に掲げることとしています。

本ガイドライン（案）は、入管法施行令案第25条第2項第1号に掲げる「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの」に該当し、手数料減額の対象者になり得る者を示したものです。

つきましては、本件について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

在留許可手数料の減額対象者のガイドライン（案）

2 意見募集期間

令和8年7月3日（金）～令和8年8月2日（日）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）
（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（2）又は（3）のいずれかの方法により提出願います。

（2）電子メールの場合

電子メールアドレス：zairyukanri.1390@moj.go.jp

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURLへのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（在留許可手数料の減額対象者のガイドライン（案）について）」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（在留許可手数料の減額対象者のガイドライン（案））」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

○ 提出していただく御意見は日本語に限ります。

○ 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。

○ 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

○ 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

○ 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。

○ 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。